

赤磐市環境基本条例（素案）

前文

赤磐市は、豊かな自然と歴史、文化が調和したうるおいあふれる住みよいまちである。市民憲章に定める「先人たちが築きあげた郷土と伝統ある文化を守り、活力にみちた安全で安心なまちをつくる」という目的のもと、私たちは市民としての誇りと責任をもち、その実現に努めている。

一方で近年、社会経済活動の拡大や都市化の進展、生活様式の変化に伴い、環境への負荷が増大している。これにより、地球温暖化をはじめとする気候変動や生物多様性の劣化、さらには環境汚染といった地球環境問題が顕著となり、人類を含むすべての生物の生存基盤に影響を及ぼしている。

このような状況において、私たちは、身近で良好な環境を守り育てるとともに、豊かな自然環境を次世代へ引き継ぐ責務を有している。

この責務の下、環境への負荷をできる限り低減し、持続可能な地域社会の実現を目指すため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2） 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- （3） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生息又は生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動等による環境への負荷をできる限り低減し、持続的発展が可能な社会の構築を目指し、市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するため積極的に推進しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本市の自然的・社会的条件に応じた環境の保全に関する基本的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において資源及びエネルギーの節約や廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨とし、環境の保全に関する施策の策定及び実施を総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう大気、水、土壌、動植物その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持するための施策を推進すること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、地域の特性に応じて、森林、農地、水辺等における多様な自然環境を体系的に保全するための施策を推進すること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するための施策を推進すること。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標

(2) 目標を実現するための方策・指標

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を確保しなければならない。

(環境の保全上の措置)

第10条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する公共的施設の整備)

第11条 市は、環境の保全に関する公共的施設の整備を推進するものとする。

(情報の提供)

第12条 市は、市民及び事業者の自発的な環境の保全に関する活動を促進するため、環境の保全に関して必要な情報を適切に提供するように努めなければならない。

(地球環境保全の推進)

第13条 市は、すべての日常生活及び事業活動において、地球環境の保全が積極的に推進されるように、施策の推進に努めなければならない。

(環境教育、学習等の推進)

第14条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深め、環境の保全に関する活動を促進するため、環境の保全に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講じなければならない。

(市民等の自発的な活動の促進)

第15条 市は、市民及び事業者並びにこれらの者の組織する民間団体が自発的に行う環境の保全に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(調査の実施等)

第16条 市は、環境の状況を把握し、環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査を行う体制の整備に努めるものとする。

(年次報告)

第17条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(推進体制)

第18条 市は、環境の保全に関する施策について総合的な調整を行い、計画的に推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第19条 市は、環境の保全に関する広域的な取組を必要とする施策については、国及び岡山県その他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

(環境審議会)

第20条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、赤磐市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) その他環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民及び事業者の代表者

(3) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(会長等)

第21条 前条に掲げる審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第22条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って、別に定める。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第22条第1項の規定にかかわらず、会長及び副会長ともに欠けているときの審議会の会議は、市長が招集する。